

# 「働き方改革」推進の取組例

## (交付金、補助金等の活用事例含む) (簡易版)

### 働き方改革に関する先進的な取組

#### ① 包括的支援

: 地域の企業や従業員を対象に、労働時間等の職場環境や非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、両立支援の整備など「働き方」に関する包括的支援をワンストップで行う拠点を地域の政労使等が連携して設置する。

#### ② アウトリーチ支援事業

: 民間人材を活用した「働き方改革アドバイザー（仮称）」を養成・確保し、個別企業の求めに応じて、相談支援、優良事例の紹介、各種助成措置の活用アドバイス、セミナー開催など、きめ細かな支援を実施する。あわせて、優良企業を認証し、成功事例として公表するほか、入札等で優遇。

#### ③ 地域連携等による「地方就労・自立支援事業」

: 都市のひとり親家庭の親や若者無業者が希望に応じて地方に住み、地域で能力開発を進め、ワークライフバランスが確保された安定的な就労を得ることを支援する。

#### ④ 地方創生インターンシップ事業

: 東京圏在住の地方出身学生の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、休暇中、地方企業でのインターンシップの実施を支援し、マッチングを図ることにより、地方就職の実現を図る。

# 「包括的支援」＋「アウトリーチ支援」（取組例）

地域の企業や従業員を対象とした、労働時間等の職場環境、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、両立支援の整備など「働き方」に関する包括的支援をワンストップで行う拠点を地域の政労使等が連携して設置し、「働き方改革」に地域ぐるみで取り組み、働き方改革の取組が生産性の向上や質の高い労働者の確保につながる等といった好循環につなげる。

## 地域働き方改革会議

### 取組の決定

地方自治体と労働局による  
雇用対策協定※1の締結

## 地域働き方改革包括支援センター（仮称）

企業や従業員に対する働き方改革の取組をワンストップで支援

労働局と連携し、  
企業の働き方改革を支援

### ＜アウトリーチ支援＞

- ・「働き方改革アドバイザー（仮称）」を養成・確保
- ・相談支援、優良事例の紹介、各種助成措置の活用へのアドバイス、セミナー開催など、きめ細かな支援。

### ＜企業認証＞

- ・優良企業を認証し、成功事例として公表するほか、入札等で優遇（※2）。

企業

企業

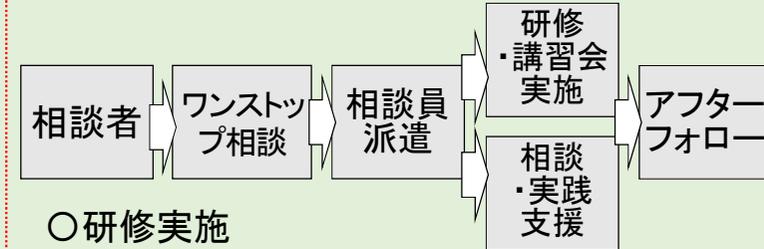
企業

## 兵庫県の取組：「ひょうご仕事と生活センター」

兵庫県の政労使関係者が連携して、「仕事と生活のバランス」の取組を全県的に支援する拠点として設置（2009年）。

### ＜センターの事業＞

- 啓発、情報発信
- 相談・実践支援
  - ・企業等に対する「ワンストップ相談」
  - ・「相談員」の派遣（派遣料は無料）
  - ※ 外部相談員（キャリアカウンセラー、コンサルタント、社会保険労務士、中小企業診断士）も準備
  - ・アフターフォロー



- 研修実施
- 企業顕彰、企業助成

- ・企業顕彰：多様な働き方の導入、仕事と私生活の両立促進など、WLBの実現推進のために先進的な取組を実施している企業・団体を表彰
- ・企業助成：「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」を行った企業に対するWLBの実現推進を支援するための各種助成金を用意  
 （例）従業員の育児又は介護休業に対し、代替要員を新たに雇用した事業主に対し、代替要員の賃金の1/2（月額上限10万円、総額上限100万円）を支給

※1 国・地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策を取り組むため、自治体首長と労働局長が締結する協定。（28年2月末現在：73自治体（26都道府県、47市町）が締結）第190回国会提出の第6次地方分権一括法（28年5月13日成立）に、雇用対策協定に法的根拠を持たせる改正が盛り込まれている。

※2 女性活躍推進法に基づき、国の調達で総合評価落札方式・企画競争によるものにおいては、「女性活躍の推進に向けた公共調達及び補助金等における活用に関する取組指針（すべての女性が輝く社会づくり本部決定28年3月22日）」により、本年度からワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるぼし認定、くるみん・プラチナくるみん認定、ユースエール認定取得企業等）を加点評価するとともに、地方公共団体は国の施策に準じた取組が努力義務とされている。

# 地域働き方改革に関する「包括的支援」＋「アウトリーチ支援」 －新型交付金と既存補助金等の組み合わせ例

## 「地域働き方改革包括支援センター」の立ち上がり支援

新型交付金の活用

### 「働き方改革アドバイザー」の養成

- 働き方改革について問題意識がない、あるいは問題意識はあるものの解決策を見いだせていない中小企業に対してアドバイザーを派遣。
- 一方、既に問題意識があり、その解決策を見いだしている企業に対しては、厚生労働省の既存のコンサルタントが中心的に対応し、必要に応じてアドバイザーと連携。  
※「働き方・休み方改善コンサルタント」、「中小企業のための女性活躍推進事業」等

### セミナー開催

#### アドバイザーによる業務事例

- 現状分析・診断
- 改革プランの提案、事業所への説明  
※各種助成金、融資制度の利用提案含む

### 実施計画作成・届出 (助成金関係)

- セミナー開催は、厚生労働省の既存事業等による「働き方」の特定分野に限ったセミナー等と一体的な実施も検討。  
※「中小企業のための女性活躍推進事業」等

- プラン実現のための経費については、各種助成金の支給基準に基づき助成。  
※「職場意識改善助成金」: 具体的措置を講ずるための外部専門家のコンサルティング、就業規則等の作成・変更・テレワーク機器の導入、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進の取組への助成  
「中小企業両立支援助成金」: 労働者の育児休業の取得及び職場復帰などの取組への助成、  
「キャリアアップ助成金」: 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組への助成  
「女性活躍加速化助成金」: 女性活躍に向けた課題解決に要する費用に対する助成  
等

### 企業認証

- 優良企業を認証し、成功事例として公表するほか、入札等で優遇。

※女性活躍推進法に基づき、国の調達で総合評価落札方式・企画競争によるものにおいては、本年度からワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるぼし認定、くるみん・プラチナくるみん認定、ユースエール認定取得企業等）を加点評価するとともに、地方公共団体は国の施策に準じた取組が努力義務とされている。

### 改革プラン(実施計画)に基づく取組

- アドバイザーによる随時のフォローアップ  
・ 取組の進捗管理 ・ 労働局との連絡調整

### 結果とりまとめ

- 実施結果の評価 ○ 助成金等支給申請

既存施策・助成金の活用等

# 地域連携等による「地方就労・自立支援事業」

都市のひとり親家庭や若者無業者が希望に応じて地方に住み、地域で能力開発を進め、ワークライフバランスが確保された安定的な就労を得ることを支援。

## ひとり親家庭の地方就労支援 — 浜田市・ひとり親家庭受入事業

### ひとり親家庭の移住・就労支援と、地方の介護職員不足 解消の両方の課題解決

人材が不足している介護保険サービス事業所に対し、都市部で増加しつつあるひとり親家庭の受入れを行い、一定期間の産業体験を行う場合に要する経費の一部を助成。

#### 対象者 ※次の全ての要件を満たす者

- ・ 浜田市外在住のひとり親家庭で、高校生以下の子と浜田市に移住する者(65歳未満)
- ・ 浜田市が指定する介護保険サービス事業所で就労が可能な者
- ・ 介護職場での就労が未経験(資格の有無は問わない)であり、研修終了後も定住し続ける意思のある者

**研修期間** 3か月以上1年以内

#### 主な支援内容 ※市の一般財源、企業の負担による実施

- ・ 研修手当…月額15万円以上
- ・ 住宅手当…家賃の1/2補助(最大2万円)
- ・ 養育支援…1世帯につき月額3万円(1年)
- ・ 本体価格0円で中古自動車を提供
- ・ 事業所から引っ越し等の支度金として30万円支給
- ・ 事業所から1年間の研修終了時に100万円支給 等

## 若者無業者の地方就労支援 — 泉佐野市・弘前市の連携事業

### 遠隔地の都市間連携による生活困窮者就労サポート

大阪周辺の就農希望の若年無業者等を泉佐野市が受け入れ、最低限の農業技術の習得並びに地方での暮らし方を習得させた後、担い手が不足する弘前市のリンゴ農家に場所を移して農業の実地研修を行う。

#### プログラム(例)

##### <泉佐野市>

農家さんの指導のもと、泉州ブランド野菜の生産、加工、販売、堆肥づくりまでの6次産業の技術を学ぶ。

#### 6次産業体験コース(6次産業のいろはを学ぶ5日間)

生産(泉州野菜の生産と収穫作業を体験)

加工(漬物などの加工品を体験)

販売(大阪市内のマルシェでの販売体験)

堆肥づくり(バーク堆肥などの土づくり体験)

地方での暮らし講座

##### <弘前市>

泉佐野で一通りの農業技術と地方での暮らし方を学び、弘前市へ渡り、現地のりんご農家さんで農業体験。

#### まるかじりコース(りんご生産1週間体験)

1日目 → 異動・オリエンテーション

2~4日目 → りんご生産体験

5日目 → 堆肥づくり

6~7日目 → りんご生産体験・移動

# 地方就労・自立支援事業（ひとり親家庭等） — 新型交付金と既存補助金等の組み合わせ例

新型交付金の活用

## 地域関係者による事業検討

- 自治体が主導して、地域関係者の参加を得て、事業構想を策定
- 必要に応じて、事業主体を選定
- 必要に応じて、関係者による連絡協議会を設置
- 地方と都市部の自治体同士の連携事業としても想定

○地域の不足人材を確保するための事業計画を策定。地域の不足人材へのニーズを基に、都市部において経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等を移住者としてターゲットングし、募集。

## 移住支援対策の実施

- 移住センター等を通じた都市部における広報・相談支援、希望者発掘など
- 事業計画の策定、移住者の募集

○PDCAサイクルを実施し、新型交付金に頼らず取組の自立を進める。

## 地元定着支援対策の実施

- 住宅や保育施設のあっせんなど生活基盤づくり支援

○住宅提供者、保育提供者等の民間事業者や行政機関等が連携しながら、公営住宅等への優先入居、保育サービス等の優先利用、利用者の支援ニーズと受け入れ事業者の人材ニーズのマッチング、事前訓練、インターンシップの実施。  
○母子家庭等自立支援給付金事業等既存の事業を活用し、就職支援を実施。

厚労省の既存事業等の活用

## 就労支援対策の実施

- 地元事業者との人材ニーズのマッチング、事前訓練の実施など
- 就職後の相談支援など
- 介護・保育資格の取得支援等によるキャリア形成の支援など

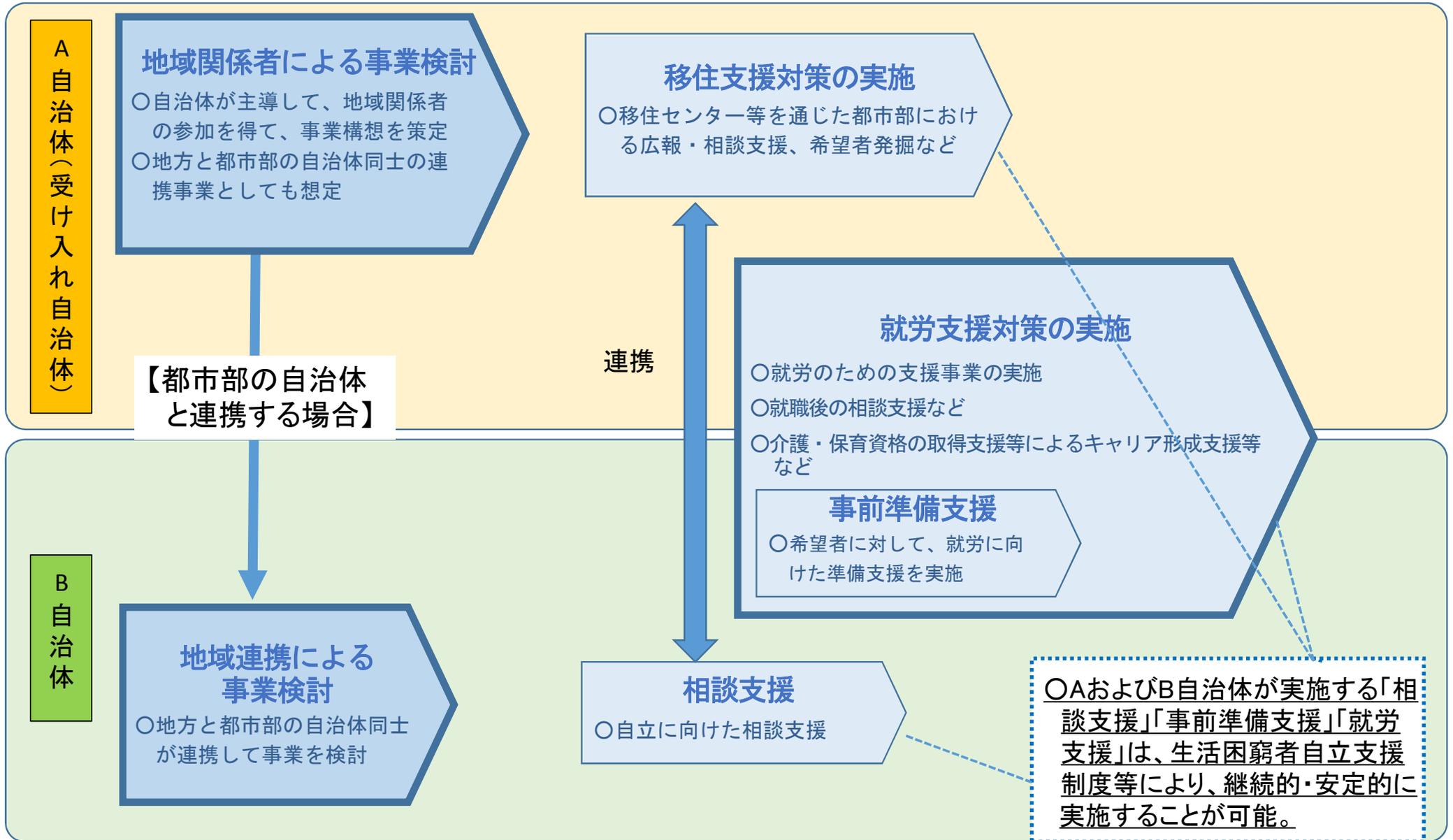
○移住者に対し、民間事業者や行政機関等と連携しながら、移住者に対しフォローを行うとともに、移住者が翌年度も同じ仕事に定着している割合を確認し、連絡協議会でフォローアップを実施。  
○PDCAサイクルを実施し、将来的には関係機関の間で支援に要する費用の負担も含めた議論を行い、新型交付金に頼らず取組の自立を進める。  
○母子家庭日常生活支援事業等を活用し仕事と育児の両立を支援。

## 就職後の支援・フォローアップ

- 随時のフォロー
- 定期的な定着率の取組の進捗管理

# 地方就労・自立支援事業（若者無業者等） — 新型交付金と既存補助金等の組み合わせ例

※生活困窮者が対象



新型交付金の活用

厚労省の生活困窮者自立支援制度等の活用

# 地方創生インターンシップ事業

○東京圏在住の地方出身学生の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、地方創生の交付金等を活用し、地元企業でのインターンシップの実施等を支援する取組を産官学で推進する。

## 課題

### ○東京一極集中

地方から東京への人口流出は大学進学時と就職時に集中。

### ○地方の人材不足

地方の企業は若者の人材確保が困難となっている。

## 地方への人材還流・ 地方定着の実現

ワークライフバランスの  
取れた働き方の実現



## 地方創生インターンシップ

### 地域働き方改革会議 (※)

#### 取組の決定

※自治体、経済団体、労働団体、労働局の代表等で構成

### 産官学連携により地域で インターンシップを推進する組織 (※)

※自治体、経済団体、大学等で構成

事業実施



インターンシップ参加

地方就職への  
動機付け



### 東京圏・地元の大学

- 希望学生の確保 (○単位認定)
- 自治体との就職支援協定に基づく情報提供や参加への配慮

### インターンシップへの 参加促進

- 学生が参加しやすい環境づくり
- 推進組織を活用したサポート

### 地元企業

- インターンシップの場の提供
- 企業の魅力発信

### 自治体等

- 地元の魅力発信

# 地方創生インターンシップ事業の流れ

—まち・ひと・しごと創生本部と三省との連携—

平成28年度

平成29年度

まち・ひと・しごと創生本部の取組

道府県の取組

地域働き方改革会議による取組の決定  
産学官連携による地域インターンシップ組織の設置又は既存組織の活用

インターンシップ受入企業への呼びかけ

※コーディネーター等による参加企業への助言、セミナー開催等

大学への働きかけ

※大学との連携に要する経費 ※推進組織の追加的な運営経費等

※の経費については、地方創生推進交付金で支援（個人向け給付は対象外）

※学生が参加しやすい環境づくり

各道府県への参加呼びかけ

（通知の発出、6/24日での事業説明等）

※1都3県を除く

○地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)との連携

文部科学省から東京圏の大学等をはじめ全大学等への参加呼びかけ

（通知の発出、各種関係会議等での事業説明等）

※既存の地域インターンシップ組織への呼びかけも行う。

経済産業省から経済団体（商工会議所等）へ周知等

（通知の発出、各種関係会議等での事業説明等）

※既存の地域インターンシップ組織への呼びかけも行う。

厚生労働省から労働局へ周知等

（通知の発出、各種関係会議等での事業説明等）

文部科学省との連携

厚生労働省・経済産業省との連携

ポータルサイトの立上げ

（まち・ひと・しごと創生本部と文部科学省のHP間の連携）

H28.7・8月頃

○掲載概要

・地方公共団体：  
地域インターンシップ組織の実績や地元受入れ企業の情報等

※1都3県を除く

・大学：  
実績や学部の特徴等

H28年末目途

○地方公共団体と主に東京圏の大学等との連携協力の仕組み作り

H28年度末

○ポータルサイトの立上げ

各大学から自治体への呼びかけ

魅力あるインターンシップ企画の紹介

大学でのインターンシップ参加学生の募集

インターンシップの実施

○ジョブカードの活用

学生が応募する際、企業が学生を評価する際にジョブ・カードを活用

○「地方人材還流促進事業」(LO活プロジェクト)

当該事業に参画した学生に広くインターンシップ事業の周知を図ることも可能。

# —インターンシップ実施から就職までに利用できる支援機関・事業—

## 1. 新卒応援ハローワーク（厚生労働省）

- ・担当者を決めての新卒者等に対する個別支援（定期的な求人情報の提供、就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）。
- ・職業適性検査や就職活動に役立つ各種ガイダンス・セミナーなどの実施。
- ・在職者向け相談窓口における就職後の職場定着のための支援。

## 2. ジョブカフェ（道府県）

- ・都道府県の取組として、若年者に対する幅広い雇用関連サービスをワンストップで実施。

## 3. 地方人材還流促進事業（L O活プロジェクト）（厚生労働省）

- ・地方の企業情報やイベント情報等の就職支援情報を収集し、地方就職を希望する若年者等へ情報発信する。
- ・地方就職に関するセミナーやイベント等の実施、地方就職に関する個別相談支援等をとおして、地方就職希望者の動機付けを図り、ハローワークの全国ネットワークを活用した地方求人へのマッチングにつなげていく。

## 4. 地域しごと支援センター（道府県）

関係機関と連携し、しごと情報や生活情報等を移住希望者に対して、一元的に収集・提供する機関。

## 5. 地域中小企業人材確保支援等事業（経済産業省）

- ・地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から地域の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を発掘し、紹介、定着支援といった事業を行う。
- ・全国各地で、合同企業説明会や、人材との交流会、新人定着研修といった様々なイベントを行う。

## <その他のほかの取組例>

### ⑤地域ぐるみの働き方改革の推進に向けた取組

労働生産性の向上、新たな担い手の創出等を通じて地域の産業競争力の強化に繋がる「働き方改革」の取組を、地域における行事や、季節のイベント、関連する「月間」などの機会を捉えて、企業や労働者に加え、地域の住民、マスコミ等の関係者にも働きかけることにより、地域全体での働き方改革の気運を醸成し、年次有給休暇取得、長時間労働の是正、男性の育児休暇の取得等を推進する。

(財政支援パッケージ)

全額交付金（広報等、一部を地域働き方改革会議の構成員、地域関係者が負担）により実施

※ 地域働き方改革会議の活動の一環として、副次的に実施することを想定

### ⑥地域経済を担う若者の地元定着・キャリア形成支援に資する取組

地元の産業を支える有力な中小企業等の事業内容が十分に知られていないことなどにより、地元での就職を望んでいるにもかかわらず就労をためらっている若者に対して、地元における魅力ある雇用機会を知ってもらうとともに、地元企業で働く上で必要なスキルを向上する機会を提供するため、若者を短期間雇い入れ、地元企業で業務を経験する場を提供する「地元定着・キャリア形成推進事業」を実施し、地元定着・キャリア形成を支援する。

(財政支援パッケージ)

事業設計の立ち上がり支援に交付金を活用。短期就労に係る賃金等は地元企業が負担し、本取組に参加した若者等のキャリア形成を支援するための人材育成や職業訓練については原則として厚生労働省予算を活用【実践型雇用創造事業、キャリア形成促進助成金】